

受付番号： 2019-1-217

課題名：日本航空医療学会ドクターヘリ・レジストリーへの症例登録事業ならびに効果検証（略称：「ドクターヘリ・レジストリー」）

### 1. 研究の対象

2015年4月1日からドクターヘリによって搬送を受けた全ての方、および2020年3月31日まで下記疾患分類で地上救急搬送された方の一部。

但し2018年4月1日からはドクターヘリ搬送のみの登録となる。

<地上救急搬送：疾患分類>

- 1) 外傷
- 2) 急性冠症候群（但し、詳細不明の内因性疾患を除く）
- 3) 脳梗塞（但し、一過性脳虚血発作を除く）
- 4) 脳内出血

### 2. 研究期間

2018年7月（研究参加委員会施設実施許可日） ～ 2020年3月31日

### 3. 研究目的

本邦におけるドクターヘリに関する診療および運搬の状況を全数把握すると共に、地上搬送症例との比較分析を通じてドクターヘリによる診療の効果検証を行うため。

### 4. 研究方法

○利用するカルテ情報

カルテ情報：診断名、年齢、性別、既往歴、身体所見、重症度および転帰、時間自経過、経年変化

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

同上

### 6. 外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

## 7. 研究組織

日本航空医療学会理事長 東海大学医学部附属病院 猪口 貞樹  
日本航空医療学会担当理事  
全国 54 施設以上（全協力参加施設および公開 URL は未定）

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

仙台市青葉区星稜町 1 - 1

東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座 救急医学分野 担当医師 川副友

電話 022-717-7489 FAX 022-717-7492

研究責任者：

久志本成樹 東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座 救急医学分野 教授

研究代表者：

日本航空医療学会理事長 東海大学医学部附属病院 猪口 貞樹

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合